

新 生 活 応 援 し ま す

多気町結婚新生活支援事業補助金

新婚を機に必要なとする住居経費を支援します！

□ 補助金額

- 夫婦ともに29歳以下の世帯

上限60万円

- 夫婦ともに30～39歳以下の世帯

上限30万円

□ 対象世帯

■視聴動画URL

<https://www.ncchd.go.jp/hospital/about/section/preconception/>

<https://tomoiku.mhlw.go.jp/seminarevent/archive/>

- 当該年1月1日から翌年3月31日までに婚姻届が受理された夫婦が属する世帯
- 婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下であること
- 申請時に、夫婦が申請に係る住居に住所を有していること
- 夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること
- 世帯全員が納入義務を負う市区町村の税等を滞納していないこと
- 婚姻後、転入日より1年以上継続して多気町に居住すること
- 夫婦ともに過去に本補助金を受けたことがないこと
- 申請時に町が指定するライフデザインに関する動画を視聴すること

※上記以外にも条件がありますので、事前にご相談ください

□ 対象経費

- 該当年4月1日～翌年3月31日に支出したもの
 - ・住宅賃貸費用（賃料、敷金、礼金等）
 - ・住宅のリフォーム（賃貸住宅の修繕、増築、改築等）

※住宅取得費は、対象になりません

◆補助金の交付決定を受け、交付決定額が補助上限額に達しなかった世帯は、翌年度に限り補助金の上限に達するまで継続申請が可能です

□ 申請期間

●当該年5月1日～翌年3月31日

3月中に婚姻する予定の方は、お早目にご連絡下さい

【申請・問い合わせ先】 多気町役場 未来まちづくり課 TEL:0598-38-1118